

令和4年4月にお子様が小・中学校に入学予定の保護者様へ

新入学児童生徒学用品費(入学準備金)のお知らせ

那須烏山市教育委員会

那須烏山市では、就学援助の支給要件に該当する保護者の方に、就学援助費の一部、新入学児童生徒学用品費(入学準備金)を入学前の2月に支給します。

就学援助とは

経済的理由によって、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に援助する制度です。

新入学児童生徒学用品費(入学準備金)を受けられることができる方

次の1. 2 **どちらにも**該当する方

1. お子様が令和4年4月に市内・市外(市外の場合は区域外就学認定者に限り)の小・中学校に入学予定の方
2. 下記の**いずれかに**該当する世帯の方
 - ア. 児童扶養手当を受給している
(児童手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成とは異なります。)
 - イ. 世帯全員、市民税が非課税
 - ウ. 世帯全員、国民年金掛金が全額免除されている
 - エ. 世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい
(エ. の事由で申請する方は**所得による審査**があります。
認定基準を上回った場合は認定にはなりませんのでご注意ください。)

※新入学児童生徒学用品費(入学準備金)が支給されてから上記の要件を満たさなくなった場合には、返還していただくことになります。

該当する可能性のある方は、申請を行わないでください。

申請受付期間

令和3年12月1日(水) ~ 令和4年1月21日(金)

※上記の期間中に新入学児童生徒学用品費(入学準備金)の申請に間に合わない場合でも、後日、就学援助を申請し認定になった方は、入学後に支給します。

申請受付場所

那須烏山市教育委員会事務局 学校教育課
(那須烏山市役所 南那須庁舎2階)

☎0287-88-6222



《裏面へ続きます》

提出書類等

就学援助申請書は、那須烏山市教育委員会学校教育課の窓口にあります。
また、①と②は学校教育課のホームページからもダウンロードできます。

- ①就学援助申請書
- ②就学援助費請求書
- ③保護者名義の預金通帳の写し（金融機関の支店名、口座番号がわかるページ）

④添付書類 併せて、下記の書類の**いずれかを添付**してください。

ア に該当する方……児童扶養手当の証書の写し（証書を開いてコピーしてください）

イ に該当する方……非課税証明書（税務課窓口で入手できます）

ウ に該当する方……国民年金免除申請承認通知書の写し

エ に該当する方……世帯で所得のある方**全員分の、令和2年度分所得がわかるもの**

エの方は
いずれか

『 市県民税所得証明書 』（税務課窓口で入手できます）
※収入がない場合は、税務課にて収入がない旨の申告手続きが必要です。
『 給与所得の源泉徴収票 』（令和2年分）の写し
※収入が給与のみで、年末調整が済んでいる方

支給内容

支給予定額 小学校入学予定の児童の保護者 51,060 円
中学校入学予定の生徒の保護者 60,000 円

支給時期 令和4年2月28日（月）（予定）

支給方法 保護者名義の口座に振り込み

入学するお子様に兄弟姉妹がいて、すでに就学援助を受けている保護者様へ

- ・就学援助は毎年申請が必要です。
- ・今年度（令和3年度）に就学援助を受けている場合でも、新たに申請をしてください。
- ・令和4年2月から新入学生以外の就学援助の申請が始まりますが、今回申請された方はあらためて申請する必要はありません。兄弟姉妹も併せて審査します。



那須烏山市教育委員会事務局 学校教育課
総務教育グループ（南那須庁舎2階）

☎ 0287-88-6222

📠 0287-88-2027